

北のくらし

# きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 消費者裁判手続特例法..... 2
- 深川にネットワーク..... 2、3
- エゾシカフェスタin札幌..... 3
- 洗濯表示が変わります..... 4
- 除排雪サービスの契約注意... 4
- 不要なかつらの契約トラブル... 5
- くらしの疑問..... 6、7
- 消費者フォーラムほか..... 8



秋の道庁前広場(札幌)

秋風が吹くとともに木々の葉も黄金色となり、カラフルな光景を見せる。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003  
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟  
TEL (011)221-0110  
FAX (011)221-4210  
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



道立消費生活センターを騙る投資勧誘などにご注意を!  
ご相談は ☎050・7505・0999へ













## くらしのセミナー

日時	テーマと講師
11月16日(水) 申し込み受付中	「もし、家族の一人が亡くなったら?～基礎知識から成年後見制度まで～」ファイナンシャルプランナー 武田佳世子氏
12月7日(水) 申し込み受付 11月16日 15時以降	「エゾシカと共存する社会の姿とは～北海道の野生生物問題を考える～」酪農学園大学 教授 吉田剛司氏

当センターは、消費生活に役立つ無料のセミナー「くらしのセミナー」

## 「ご参加ください！」 札幌で消費者フォーラム

平成28年度の「地方消費者フォーラム in 北海道」(実行委主催)が、11月24日に札幌市男女共同参画センター(北区北8西3札幌エルプラザ内)の3階ホールで開催されます。今年度のテーマは、「みんなで支えあう地域」つながる安心の輪」で、開催時間は午前10時から午後4時まで



で。午前の基調講演の講師は社会福祉法人ゆうゆう(当別町)の大原裕介理事長で、「共生のまちづくり」世代を超えた挑戦」と題して講演しました。

平成27年度は大学や専門学校、町内会、自治会、消費者団体、自治体

## 見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

を開催しています。テーマや講師は表のとおり。いずれも午後1時から3時まで。電話、ファックス等による申し込みが必要です。申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。



展示ホールで説明を聞く見学者たち

職員など約500人が訪れ、悪質商法や特殊詐欺の手口を知るミニ講座

す。続いてリレー報告として「ひとり親支援」「子どもたちの学習支援に取り組んで」「若年層に多い名義貸しのトラブル」「消費者被害防止ネットワーク」などをテーマに各団体が取り組み事例を発表します。2時15分からはグループワーク方式で参加者同士が意見交換を行います。参加は無料。申し込み、問い合わせは消費者支援ネット北海道(011・221・5884、FAX 011・221・5887)へ。

に耳を傾け、食品の着色料や糖分などの簡易実験に取り組みました。利用は無料、2名以上は要予約。講座の内容等については相談に応じます。問い合わせ、申し込みは教育啓発グループへ。

## ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。  
<http://www.do-syohi-c.jp/>

## 100号を迎えて

本紙は道立消費生活センターの開設に合わせ、2000年5月号より発刊、今号で100号を迎えました。今後も消費生活のトピックスやトラブル事例を分かりやすく道民の皆さまへお伝えしていきます。

北海道立消費生活センター  
札幌市中央区北3西7  
北海道庁別館西棟  
TEL 011・221・0110  
FAX 011・221・4210  
相談専用電話 050・7505・0999

当センターは(一社)北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。